

日 銀 業 第 8 6 号
2 0 2 2 年 3 月 2 5 日

国債振替決済制度参加者
国債振替決済制度間接参加者 御中
国債振替決済制度外国間接参加者

日 本 銀 行 業 務 局

「国債振替決済制度に関する規則」の一部改正に関する件

国債振替決済制度における外国間接参加者の名称または住所の変更にかかる届出書への署名を廃止したことに伴い、標記規程（平成15年1月9日付日銀業第4号別紙2）の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので通知します。

以 上

「国債振替決済制度に関する規則」中一部改正

- 第八条第五項を横線のとおり改める。

- 5 外国間接参加者は、規程第十七条第一項の規定により名称又は住所の変更について届出を行う場合には、その旨を記載した書面~~、及び~~当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書若しくはその写し又はこれらに準ずるもの~~並び~~に当該届出を行う代表者についての資格及び署名を証する書類を日本銀行に提出する。